

二 宗門改めから人別改めへ

宗門改制 寛永十五年（一六三八）、天草・島原の乱鎮圧
度の創設 後、幕府は、乱の再発防止とキリシタン摘発の
 ため、同十七年（一六四〇）には天領（直轄領）に、寛文四年
 （一六六四）には私領（大名領）にも宗門改役を設置させた。
 毎年強制的に、十五歳から六十歳までの男子に宗門改めを実施
 し、キリシタンが見つかりと転宗させ、従わなければ死罪にし
 た。

宗門改めは、時代と地域によって多少差異がある。これが全
 国的制度とはいえず、キリシタン宗門の盛んな九州と他地域とで
 は寛嚴の差があり、かつ九州内でもキリシタンが多数居住して
 いた長崎・大村・平戸などの「下区」や府内・臼杵・竹田など
 の「豊後区」では、宗門改めのほか、キリスト像やマリア像を
 踏ませる「絵踏制度」が設けられた。そして、すべての住民を
 檀那寺の統制下に置く「寺請制度」を設けたのである。

元来、宗門改めはキリシタン検索を趣旨とするもので、その
 初期は宗教的色彩の濃厚なものであった。宗門改めの判形日の
 口演や伝達内容もキリシタン宗門禁令や取締りに関する事項が
 主だった。

しかし、キリシタン類族が減少する元禄期（一六八八〜一七
 〇四）ごろになると、宗門改めは、しだいに宗門人別改めの性

格が濃厚になってくる。元禄期になると、町人の台頭が顕著と
 なり、農村社会にも貨幣経済が浸透するため、宗門改め判形日
 の口演や伝達事項も一層社会経済的要素が包含されてくる。

荻生徂徠は、その著『政談』の中で、享保（一七一六〜三六）
 のころ、すでに「吉利支丹と言者、今は日本国中に有間敷こと
 也。今に類族を吟味すること詮も無きこと也」と言っている。
 また、『地方凡例録』卷三八に、

一、切支丹類族一件の事

（前略）男生の子の方は本人より七世の孫まで類族にて八代目より素人
 になる。女生の方は曾孫迄四代にて類族切る。五代目より素人に成……

（後略）

とある。ところで、寛文年間（一六六一〜七三）の類族を初代
 とすると、文政（一八一八〜三〇）のころの類族は七代になる。
 ゆえに、この時代に類族の名はなくなるはずである。享保のこ
 ろはともかく、類族のいなくなる文政以降、更に時代が下り、
 初期のキリシタン禁令の宗教的色彩が薄れたころ、祖法を墨守
 して年々宗門改めを行うことは、ほとんど無意味ではないだろ
 うか。この点に関しては後述することにして、次に小倉藩の宗
 門改めについて見てみよう。

小倉藩の宗門改め

寛文四年（一六六四）、全国的に宗門改
 制度が実施されると、小倉藩でも、毎年
 家臣から農民に至るまで、十五歳以上六十歳までのすべての男

子に宗門改めが実施された。『小倉藩政時状記』（『福岡県史資料』第五輯）に、宗門改めの規定について、次のような記事がある。

小倉藩は、像（踏絵板）のあるを幸に、誓証文や血判のごとき面倒くさき手数を省き、毎年三月、藩士ならびに城下小倉町を始めとし、企救郡は三月三日大里町西生寺に宗旨奉行はキリシタンの像を護り出張す。郡方役人・筋奉行・代官・山奉行・大庄屋・各奉行手代・子供役・村役人・庄屋・方頭・各宗寺院の住職・僧侶出席立会し、十五歳以上六十歳までの男子は、受け持ち村の庄屋の呼び出しに応じ、前に進み、土中に伏せた像の上に両足を揃え立って向こうへ通過す。宗旨奉行は手代に命じ、庄屋の呼び出した人名を宗旨帳と照合し、なお、檀那寺の住職に捺印なさしむ。こうして、宗旨奉行は領内を巡廻し、一郡一か所、既定の場所において宗門改・像踏を執行するのが藩の規定なり。

宗門・人別改めと絵踏という重層的施策が採られた小倉藩の宗門改制度と、その変質過程を、宗門改めを中心に述べておこう。

- ① 宗門改めは、毎年一度、家中・町人・郡中の男女残らず宗旨帳に仕立て、家中から百姓に至るまで十五歳以上六十歳までのすべての男子に実施した。しかし、病氣やその他の特別な理由で改め場所に出頭できないものは、請人を立て、請合証文を提出しなければならなかった。
- ② 庄屋は、毎月村民を集めて、キリシタンの禁制、幕府や

藩の布達、法令順守などを読み聞かせた。大庄屋は、幕府や藩の伝達・順守事項が手永内の村々に滞りなく伝達されたことを見届けて、郡ごとに大庄屋連名の証文を一紙にまとめ、毎月二十九日に筋奉行に届け、筋奉行から宗旨奉行へ提出された。

- ③ 宗門改め・踏絵の時期は、農繁期を避け、原則的には農閑期の三月に実施した。しかし、文化九年（一八一二）の廻郡は、豊前・豊後に起きた文化一揆（農民一揆）の影響で、三月四日からの予定が七月二十四日から始まっている。また、慶応三年（一八六七）は長州戦争（小倉戦争）の影響で廻郡は中止され、翌明治元年（一八六八）は十二月に廻郡している。次に一例として、文政十一年（一八二八）の宗門改め廻郡の行程（『国作手永大庄屋日記』二月二十五日条）を紹介しておこう。

六郡宗門御改休泊

三月八日 企救郡御改

大里休

同所泊

大里出立

同 九日

呼野休

香春泊り

同 十日

田川郡御改

香春休

同所泊

同 十一日	香春出立
	大村休
	椎田泊
同 十二日	椎田休
	同所出立
	八屋泊
	八屋休
同 十三日	同所出立
	椎田泊
	椎田出立
同 十四日	大橋泊
	大橋休
同 十五日	同所泊
	同所泊
同 十六日	行司休
	同所泊
	行司出立
同 十七日	下曾休
	小倉引取
以上	
子三月	

右の通宗門御改休泊付差し出し置き候。定て宗旨方へ御沙汰もこれあるべく候。若日相違候はば、早速申し入るべし。諸證文・帳

面等手後に相成らざる様申し付けらるべく候。以上。

二月二十一日

佐藤桓兵衛

大庄屋中

廻郡の順路は、この文政十一年のように、企救郡↓田川郡↓築城郡↓上毛郡↓仲津郡↓京都郡そして小倉へと決まっていたが、慶応二年（一八六六）は田川郡↓築城郡↓上毛郡↓仲津郡↓京都郡↓企救郡となっている。同年八月一日、長州戦争で敗北し、小倉城を自焼、幼い藩主や家族・家臣・領民らおよそ一万人は香春として肥後へと落ち延びていった。同年十二月二十八日、篠崎侯（小倉新田藩主）小笠原貞正を名代として長州藩と講和条約を交わし、小倉城下及び企救郡は長州藩の占領下に置かれた。その後、肥後より香春へ帰藩した藩主は慶応三年（一八六七）三月、香春御茶屋を藩庁とし、香春藩と改称した。明治元年（一八六八）の廻郡は、企救郡が長州藩預けのため、田川郡↓上毛郡↓築城郡↓仲津郡↓京都郡であった。同三年（一八七〇）一月、藩庁が豊津に移され、豊津藩と改められた。同年の廻郡は、上毛郡↓築城郡↓仲津郡↓京都郡↓田川郡、翌四年（一八七二）には、田川郡↓京都郡↓仲津郡↓築城郡↓上毛郡の順であった。このように、幕末・維新期の宗門改めの順路は定式がなかった（「長井手永大庄屋日記」）。

④ 宗門改めの場所は、初期のころ、家中は大隆寺・宗玄

寺・峰高寺の三か寺の順番であったが、正徳五年（一七一五）からは三か寺の順番制を止め、長福寺に決めた。

その後、享保十六年（一七三二）からは改め場所を会所とした（『福岡県史』第三巻下冊）。町人の改め場所は、初期のころ、町奉行宅であったが、のち寺院に改められた。在方改めは、初期のころ、郡代役宅であったが、のち改め役人が六郡（のち五郡）を廻郡した（「鶴之真似」）。改め場所は一郡一か所で、午前十時ごろから午後二時ごろまでの一日で行われた。

⑤ 小倉領六郡の廻郡役人は、宗旨奉行・中目付・中役・下目付・郡目付・手付ら一七〇三人ほどであったが、明治元年（一八六八）は宗旨方役人・同手代・同手代加勢・下目付など六人、同四年（一八七二）は神社掛・同付属・監察課付属・民事課中卒など五人となった。

宗門人別改 「宗門改帳」は、各人の宗旨関係を調査する宗

制度の変質 門改めを施行するために作成されたものであり、「人別帳」は、人別改め（戸口調査）の結果を一冊の帳簿にしたものである。元来、このように作成の目的も異なり、発生的にも別個のもので、調査の方法や手段も必ずしも同一ではないが、どちらも住民の戸口人別を町・村ごとに帳簿に作りあげる点では同じであるから自然兼用混用され「宗門人別改帳」

というようなものとなった。この改帳が、初期には「宗門改帳」の性格が強かったが、享保六年（一七二二）に將軍吉宗が第一回全国人口調査を試み、第二回を同十一年（一七二六）に施行、以後子・午年の六年一回の定期的な制度として人口調査が行われるようになると、「人別改帳」としての性格が顕著となったのである。宗門改めは毎年実施され、六年に一度大改めが行われることになった。

寛政期（一七八九～一八〇二）は、目立ってきた農民の離村離農を抑制し、大都市へ流入している農民を旧里へ帰還させようとして戸籍制度を厳しくした。しかし、この施策は不徹底に終わり、その効果にめぼしいものがなかった。

前述のごとく、文政期（一八一八～三〇）のころには、キリシタン類族は七代目になるので、類族は素人となり、キリシタン検索を目的とした「宗門改め」はほとんど無意味となる。そして、「人別改め」に主眼が置かれるようになる。「国作手永大庄屋日記」文政五年（一八二二）三月二十七日の条に、

この度御領中人別御改、公義え差し上げられ候。これにより御領中僧俗男女当年子に至る迄老人も残らざる様年・名迄委細相記し、前々の趣を以て帳面仕立て、四月二十九日迄の内、間違なく差し出し候様御申し付けこれあるべく候。

一、神社へは神社奉行中より申し渡され候間、その村々庄屋へ書付請け取り、帳面に相記し差し出さるべく候。もつとも企救郡廣壽寺・延

命寺・妙行寺・田川郡彦山、上毛郡求菩提山は別段に帳面出し候間、村方より掛け合い及ばず候。

一、手永々々帳面出^{しゅったい}来の上、大寄帳壹冊仕立て相添え差し出さるべく候。

一、召仕の男女別帳に仕立て申すべく候。

一、穢多・非人これ又壹人も残らざる様別帳に仕立て申すべく候。

右の趣を以て念を入れ、帳面仕立て候様申し付けこれあるべく候。以上。

三月二十四日

杉生十右衛門

筋奉行中

召仕の男女片書に何村何某の子委細書付の事。

別紙の通り申し来たり候間、帳面差し出さるべく候。

以上。

三月二十五日

井上與三左衛門

大庄屋中

とある。文中は、「宗門改め」ではなく「人別改め」と明記され、領内の僧俗、当年生まれの子まで一人も残さず年齢・名前を書きあげて「人別改帳」を作成し、藩から幕府へ提出しなければならなかった。

そして、天保の改革では、人口移動の調査を励行させて戸籍の正確をはかるとともに、一方では農民の離村向都を厳しく取り締り、他方では江戸・大坂などの都市から農民を農村に積極的に送り返そうと努めたのである。これが、天保十四年（一八

四三）の「人返しの法」である。

幕末になると、幕藩権力の衰退に伴い、諸藩の脱藩浪士が次第に連合して新たな反幕府勢力を築きあげようとしたため、幕府や諸藩は、武士浪人や一般浮浪人の動きに対し、警戒を強めていった。幕末にしきりに発生した都市での打ちこわしや農村での百姓一揆、農民のかけ落ち・出奔などが大きな社会問題となっていた。

このように、宗門・人別改めは、時世の変転とともに、「宗門改め」から「人別改め」に力点が置かれるようになり、「宗門改帳」から「宗門人別改帳」、そして「人別改帳」と、改帳の名称も変化していき、制度そのものの変質がみられるのである。こうして、「人別改帳」は戸籍簿化し、近世の諸外国にもあまり例のない日本の戸籍制度は、明治五年（一八七二）の「壬申^{じんしん}戸籍」へと受け継がれ、そして現在の国勢調査にまで発展してきたのである。

絵踏と踏絵

キリスト教の信仰を禁じ、キリシタンを検索するために、幕府はキリシタンが信仰の対象として崇める十字架やキリストや聖母マリアの絵像を踏ませた。このようなキリシタン摘発の方法を制度化したのが「絵踏」制度であり、そのときに用いられた聖画像を「踏絵」という。「踏絵」は、ポルトガル語で「いませ」といい、これを日本語に訳して「ごえい」・「みえい」（御影）ともいった。

寛永年間（一六二四～四四）に、キリシタンの取調べが厳しくなると、長崎をはじめ九州で、幕吏は検索のために、当初は紙に描いたキリストやマリアの画像、あるいは単に十字架の印を描いた紙、信者から没収した「ごえい」や「くるす」などの信仰道具を踏ませた。踏絵板による検索が長崎で実施されたのは寛永六年（一六二九）ころからである。寛文九年（一六六九）、幕府は、長崎の鋳物師祐佐に命じて真鍮製の踏絵二〇枚を作製させた。平戸・大村・島原・日田・臼杵などの諸藩は、長崎奉行保管の真鍮踏絵を借りて領内の絵踏を実施した。

小倉藩の絵踏

小倉藩は、独自に二枚の踏絵を持っていたので、長崎奉行から真鍮踏絵を借用する必要はなかった。一枚は天草・島原の乱のりに分捕ったキリストの像（『福岡県史資料』第五輯）、もう一枚は小倉城下町の円応寺筋の藪の中から掘り出した聖画像（『福岡県史』第三卷下冊）である。小笠原中津藩は、小倉より踏絵板を借用して絵踏を実施していたが、奥平期には長崎より借用するようになり、長崎の直接支配を受けた（藩庁「日記」・「惣町大帳」）。

宗門人別改と絵踏という重層的な施策が採られた小倉藩の絵踏制度を次に見てみよう。

- ① 小笠原小倉藩では、絵踏のことを「像踏み」と呼んでいる。
- ② 絵踏は、毎年宗門改めの日に同時に行われた。

③ 絵踏を受けねばならない者に年齢の規定があった。絵踏年齢は十五歳から六十歳までの男子である。

④ 宗門改めの日に、宗旨改役人が踏絵を持って領内を廻郡した。

⑤ 絵踏は、身分によって「上踏み」と「下踏み」に分けられた。「上踏み」は、大庄屋・格式大庄屋・大庄屋格・大庄屋代勤・大庄屋見習・子供役・子供役代勤・子供役加勢・格式子供役・子供役格・子供役見習・勘定方・加勢勘定方・撫育方・吟味役・開作掛・百人夫方・百人夫方代勤・人馬方・押方・郷筒世話方・帯刀御免の者・口屋番などである。「下踏み」は、庄屋・方頭・組頭・農兵（文久三年以降）・郡医・御手当・郷筒・准農兵・平百姓などである。

⑥ 絵踏には、踏む順番（踏絵順付）があった。当初は上踏みが大庄屋―格式大庄屋―大庄屋格―子供役の順、そのあと下踏みが庄屋―方頭―組頭―平百姓の順であった。しかし、元治元年（一八六四）に、大庄屋―子供役―本役の者―格式大庄屋の順となった。慶応二年（一八六六）に宗門改め・像踏み順の大幅変更があり、上踏みは大庄屋―大庄屋代勤―大庄屋見習―子供役―子供役代勤―子供役加勢―子供役見習―勘定方―格式大庄屋―大庄屋格―格式子供役―撫育方―吟味役―開作掛―百人夫方

―百人夫方代勤―人馬方―押方―郷筒世話方―子供役格―帯刀御免の者―口屋番の順であった。続いて下踏みが農兵―郡医―御手当―郷筒―准農兵―平百姓の順であった〔長井大庄屋日記〕。

⑦ 当初は、上踏みも下踏みも同じ場所で像踏みを行ったが、文久元年（一八六二）の絵踏から上踏みの者は椽側で、下踏みの者は雨覆いの上家を掛けた所で踏むことになった。

⑧ 安政三年（一八五六）の宗門改め・絵踏以降、年貢早期皆済の者には酒二升を与えて褒賞し、絵踏の免除（抜け踏み）をした。また、俵拵えの良い者も絵踏の免除をした。絵踏が義務付けられていない女性でも、年貢の早皆済、俵拵えの良い者には銀一両の褒賞を与えた〔国作手永大庄屋日記〕。このように、宗門改め・絵踏にあたっては、褒賞制度が行われ、勸業・勸農が奨励されたのである。

⑨ 安政三年（一八五六）、オランダ商館長ドンクルッキュルシウスは、絵踏の廃止を長崎奉行に進言、同五年（一八五八）に長崎の絵踏は停止された。中津藩の絵踏は万延元年（一八六〇）閏三月に廃止となり〔惣町大帳〕、小倉藩の絵踏は慶応三年（一八六七）の実施が最後で、藩が持っていた踏絵が同年の小倉戦争（長州戦争）で焼

失したのを契機に、以後廃止された。そして、絵踏制度は、明治四年（一八七二）に全面的に廃止された。

第三節 地域社会の変容と制度改革

享保飢饉

延宝二年（一六七四）、三年と連続して大暴風雨が襲来、延宝七年の大暴風は大凶作をもたらし、翌八年も二年連続の凶作となった。しかし藩は年貢徴収をゆるめることなく農村では餓死するものもあった。宝永二年（一七〇五）、同七年は暴風雨で収穫は減少している。享保期に入っても同四年から六年、同九年と暴風雨・洪水で、九年には幕府が小倉藩に五〇〇〇石の救援米を支給した。そして享保十七年は、小倉藩領では「前の五月末方より雨降りだし、閏五月廿七日迄雨降り続き、右の内四日ほど降らず日あり、その余は昼夜ともに降り通し」〔四日市村年代記〕と長雨が降り「享保十七壬子年、大飢饉拔書、麦作赤手入大寿（麦）五歩小麦二歩也、五月閏は雨降事五十日、此時に当り人民夥敷病む」〔倉府見聞集〕『豊前叢書』第二卷、『福岡県史資料』第三輯）と長雨による麦不作と多数の病者発生という状況であった。これに決定的な追い打ちをかけたのが「七月上旬より小倉領中稲虫夥く損毛あり」〔小倉藩政雑志・歴代藩主五・三代忠基〕『豊前叢書本輯』第八号、四七頁）という蝗虫こうちゅうの甚大な被害であった。「実